

# 障がい者の就労を応援しましょう

## ～いわて障がい者就労応援ハンドブック～

### はじめに

- 本県における民間企業の実雇用率は2.50%(令和6年6月1日時点)となり、過去最高を更新しました。
- 県内の実雇用率は平成23年から右肩上がりで推移しています。
- 一方で、「障がいについてよくわからない・・・」、「自分の会社で雇うには不安がある・・・」等の悩みを抱えている企業も多いのではないでしょうか。
- このハンドブックは、障がいの特徴、支援機関、支援制度や雇用事例までを幅広く網羅し、多くの企業に使ってもらえるように構成しました。
- 本書が企業の皆さんにとって少しでもお役に立てるものになれば幸いです。

岩手県 自立支援協議会 就労支援部会

岩手県 保健福祉部 障がい保健福祉課

岩手県 商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

# I 障がい者を雇用しようと思ったときは

## 1 まずは各地域のハローワークへご相談ください。

就職を希望する障がい者の求職登録を行い、専門職員や職業相談員がケースワーク方式により障がいの種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場定着指導等を実施します。

各地域のハローワーク一覧は 14 ページをご覧ください。

## 2 1のほか、次の機関でもご相談に応じています。

### (1) 岩手障害者職業センター

障害者職業カウンセラー等を配置し、障がい者雇用に関する専門的な支援（職場配置・職務設計、職場での配慮や業務の指導方法についての助言、従業員への研修）、職場定着のためのジョブコーチ支援、職場復帰のためのリワーク支援のほか、障がい者に対する職業評価や職業準備支援を行っています。

### (2) 障害者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施しています。

### (3) 特別支援学校高等部

生徒の現場実習と雇用を目指しています。

各関係機関の一覧は 14~15 ページをご覧ください。

### (4) 職業能力開発校（産業技術短期大学校、産業技術短期大学校水沢校、宮古高等技術専門校）

障がい者職業訓練コーディネーター・コーチが、障がい者の就職又は雇用の継続に必要な知識・技能の習得のため、職業訓練に係る相談支援・マッチングを実施します。

支援の内容に関しては 10 ページをご覧ください。

# II 障がい者を雇用すると助成制度を受けられる場合があります。

8~10 ページをご覧ください。

# III 障がいについて知りたいこと

主な障がいの種別・特徴、就労の際、配慮をお願いしたいこと

11~13 ページをご覧ください。

# IV 障がい者を雇用した後、困ったときは

障がい者を雇用した後、困ったことがあったときは関係機関（ハローワーク、岩手障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター）へご相談ください。

各関係機関の一覧は 14 ページをご覧ください。

# 障害者雇用率制度・障害者雇用納付金制度

## 1 障害者雇用率制度

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）に基づき、国、地方公共団体、民間企業などが労働者を雇い入れる場合には、障害者雇用率以上の障がい者を雇用しなければならないこととされています。令和6年4月より民間企業の障害者雇用率は2.5%になり、従業員40.0人以上の企業は、この法律に基づいて障がい者を雇用する義務があります。

### ◆対象となる障がい者1人を雇用している場合のカウント数

赤枠内は  
令和6年4月から

労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満	10時間以上20時間未満
身体障がい	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
知的障がい	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
精神障がい	1	1	0.5

※ 短時間労働者(週所定労働時間20時間以上30時間未満の労働者)は、1人をもって0.5人の労働者とみなします。

※※ 精神障害者である短時間労働者は、雇入れからの期間等にかかわらず、当分の間1人をもって1人の労働者とみなします。

## 2 障害者雇用納付金

常時雇用している労働者数が100人を超える障害者雇用率未達成の事業主は、法定雇用率に不足する障がい者数に応じて、1人につき月額50,000円の障害者雇用納付金を納付しなければならないこととされています。

## 3 障害者雇用調整金

常時雇用している労働者数が100人を超える事業主で障害者雇用率を超えて障がい者を雇用している場合は、その超えて雇用している障がい者数に応じて1人につき月額23,000円又は29,000円の障害者雇用調整金が支給されます。

## 4 報奨金の支給

常時雇用している労働者数が100人以下の事業主で、各月の雇用している障がい者数の年度合計数が一定数を超えて雇用している場合は、その一定数を超えて雇用している障がい者の人数に16,000円又は21,000円を乗じて得た額の報奨金が支給されます。

## 5 在宅就業障害者特例調整金の支給・在宅就業障害者特例報奨金の支給

障害者雇用納付金申告、障害者雇用調整金申請事業主又は報奨金申請事業主であって、前年度に在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、支払った業務に応じた調整金又は報奨金が支給されます。

# 障害者の法定雇用率引上げと除外率の引下げについて

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

## 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和6年4月以降）

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

## 除外率が引き下げられます。（令和7年4月以降）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。（現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 　・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 　・鉄鋼業 　・道路貨物運送業 　・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 　　・警備業	15%
・鉄道業 　・医療業 　・高等教育機関 　・介護老人保健施設 　・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 　　・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 　　・小学校	45%
・幼稚園 　　・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

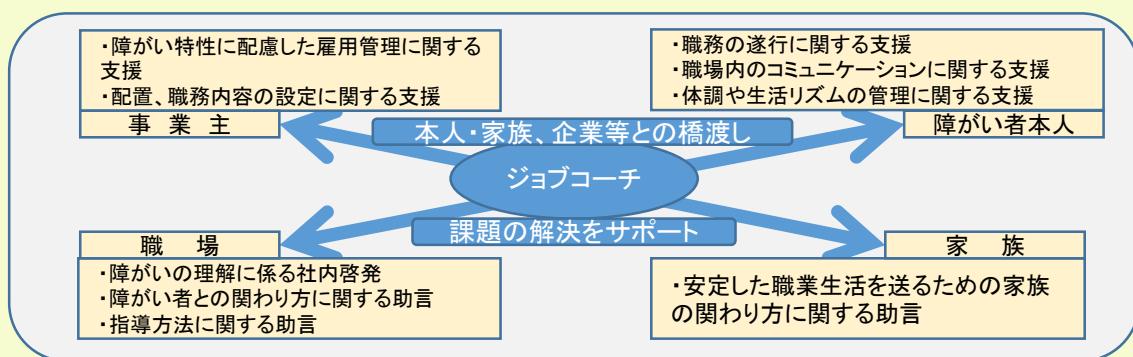
# 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

## 1 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

障がい者の職場適応・定着を図ることを目的として、支援計画に基づいて職場適応援助者（ジョブコーチ）が職場を訪問し、障がいの特性を踏まえた専門的な支援を行います。雇用前、雇用と同時、雇用後の各段階において利用することができます。

## 2 ジョブコーチ支援の内容

職場に対して効果的な雇用管理の方法を助言するとともに、働く障がい者に対して課題が解決できるための支援を行うことにより、職場で雇用が継続できるための体制作りを図ります。支援期間は 標準的には2～4ヶ月（1ヶ月～8ヶ月の範囲で個別に必要な期間を設定）としており、支援期間終了後はフォローアップを行います。



詳しくは、岩手障害者職業センター（TEL019-646-4117）へお問い合わせください。

# 障害者就業・生活支援センターにおける相談支援

障害者就業・生活支援センター（県内8箇所）は、障害者雇用促進法に基づいて設置されており、就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施しています。

### ＜就業面での支援＞

- 就業に関する相談支援（就職に向けた準備支援、就職活動の支援、職場定着に向けた支援）
- 障がいのある方それぞれの障がい特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

### ＜生活面での支援＞

- 日常生活・地域生活に関する助言（生活習慣の形成、健康管理、金銭管理、住居、年金、余暇活動等）
- 関係機関との連絡調整

詳しくは、最寄りの障害者就業・生活支援センターへお問合せください。（14ページ掲載）

# 雇用事例1 ～有限会社西部産業～

令和6年度岩手県障がい者  
雇用優良事業所等表彰  
(独)高齢・障害・求職者  
雇用支援機構理事長表彰

## 法人概要、障がい者が従事している作業内容

「支え合い・認め合い・分かち合い」を共通理念のもと、鶏肉産業を通じて世の中の役に立ち、共に働き、笑い、一緒に知恵を絞り、常に生産性を高める努力を心掛け、障がいのある方々の地域生活がより一層向上するよう努めています。

障がいのある方は、10人の重度障がい者を含む34人が在職しています。鶏の生産農場と鶏肉製造工場のそれぞれにおいて、ほぼ全ての業務に従事しています。



## 障がい者を雇用する上で工夫していること

基本的支援のグランドルールは、部署間で情報共有し、内容を統一して支援しています。障がい種別や特徴ごとに細分化して個人に合わせた支援をしており、色・番号の見える化、筆談イラスト、作業内容の復唱訓練、最近はマニュアルを動画化するなどの工夫をしています。支援者においては、接続語やあいまいな表現を禁止し、明確な場所や物を示した指示を行うよう配慮しています。

皆さんができる限り長く働くことができるよう、暮らしと仕事のフォローアップを行っています。



## 実際に就労している方のコメント

- ・覚えた事を忘れないように維持していく事が大変だった。
  - ・自分勝手な行動をしないように気を付けている。
- (入社3年目 精神障がいの方)

## 就労を希望している方へのメッセージ

「働く」ことは大変ですが、たくさんの人たちと繋がって自分の生活を豊かにことができる唯一無二の場所です。是非チャレンジしてほしい、私達は全力でサポートします！

## 法人概要

法人名	有限会社西部産業
設立	1981年
代表者	代表取締役 吉田稔博
TEL	0195-75-1662
FAX	0195-75-1663
住所 (事業本部)	八幡平市平笠10-63-1
障がい者 雇用状況	34人 (雇用率40.72%) ※令和6年6月1日時点

## 障がい者雇用を検討している 事業所の方へのアドバイス

障がいのある社員の配属先は、可能な限り本人の希望を優先し、受入れることを基本方針としています。障がい特性は、多岐にわたり、1人1人違いますが、働く力や優れた能力をたくさん持っています。まずは、受入れ、育て、見守り続ける事で、必ず生産性向上に繋がる重要な人財であると信じて、雇用して欲しいと思います。

# 雇用事例2

## ～社会医療法人智徳会～

### 未来の風せいわ病院

令和6年度岩手県障がい者  
雇用優良事業所等表彰  
岩手県知事表彰

#### 法人概要、障がい者が従事している作業内容

「すべての人がいきいきと自分らしく生きていく地域社会づくり」を基本理念として、地域の関係機関と力を合わせ、地域で暮らす全ての人たちが病気や障がいの有無にかかわらず「自分らしく」生きていける人生を支えらるように医療サービスを提供しております。

障がいのある方は、2人の重度障がい者を含む5人が在職しています。事務作業のほか患者のマッサージを行ったり、デイサービスで日常生活に関する指導などを行っています。



#### 障がい者を雇用する上で工夫していること

当院で行っている工夫としては、障がいの特性や適性等に配慮した働き方を実施しております。具体的には、視覚障がいの職員に対しては移動の際に健常者がともに移動したり、精神障がいの職員に対しては日々の体調変化に注意しながら無理をさせない範囲で仕事量を調整したりすることで、障がいをもつ方が安心して働けるような職場づくりに向けた配慮を行っております。

#### 実際に就労している方のコメント

- 精神保健福祉士の資格取得の際には、スクーリングや実習に配慮していただき、せいわ病院には感謝している。
- 常に仕事の事ばかり考えていて仕事と家庭の両立が難しかった時もあったが、周りのサポートのおかげで子供の成長を見守りともに成長していきたいと考えられるようになった。

#### 就労を希望している方へのメッセージ

慌てず自分のペースを知って就労ができる職場を選ばれるのがよろしいと思います。よく採用担当者や職場と相談し、出来ないことを無理に出来ると言わぬいで長く勤務できそうなところで勤務するのが良いと思います。

#### 法人概要

法人名	社会医療法人智徳会
設立	1973年
代表者	理事長 智田文徳
TEL	019-696-2055
FAX	019-696-4185
住所 (事業本部)	盛岡市手代森9地割70番地1
障がい者 雇用状況	5人（雇用率2.58%） ※令和6年6月1日時点

#### 障がい者雇用を検討している 事業所の方へのアドバイス

当院の障がい者雇用の背景としては、「すべての人がいきいきと自分らしく生きていく地域社会づくり」を基本理念のもとで、地元の視覚支援学校の生徒や当院の患者であった方を雇用したことがきっかけにあります。

一般的な職場では、障がいをもった職員への配慮や、主治医であったりかかりつけ医にすぐ連絡できる体制整備も必要となるかもしれません。

障がい者を雇用したことによる職場への波及効果として、職員同士の気遣いの意識が高まり、職場全体が優しい気持ちで仕事をすることができるようになることが期待できます。

# 企業に対する障がい者雇用支援制度

## 国（労働局・ハローワーク）

### 障がい者を雇い入れた場合の支援制度

#### トライアル雇用助成金

##### 障害者トライアルコース

【1人につき月4万円（精神障がい者は月8万円を3ヶ月+月4万円を3ヶ月）】

- ・ハローワーク等の紹介によって障がい者を継続して労働者として雇用することを目的に、一定期間（原則3ヶ月、精神障がい者については6ヶ月）、試行的に雇用する事業主に対して助成

##### 障害者短時間トライアルコース

【1人につき月4万円】

- ・目的は障害者トライアルコースと同じ
- ・精神障がい者又は発達障がい者を対象として、一定期間（3ヶ月以上12ヶ月以内）、週10時間以上20時間未満の労働時間、試行的に雇用する事業主に対して助成

#### 特定求職者雇用開発助成金

##### 特定就職困難者コース

【1人あたり30万円～240万円（総額）】

- ・ハローワーク等の紹介により、障がい者（身体・知的・精神）を65歳以上に達するまで継続（雇用期間2年（重度障がい者等は3年））して雇用（雇用保険の一般被保険者）する事業主に対して、賃金の一部を助成

##### 発達障害者・難治性疾患患者

##### 雇用開発コース

【1人あたり30万円～120万円（総額）】

- ・ハローワーク等の紹介により、発達障がい者や難治性疾患患者を65歳以上に達するまで継続（雇用期間2年）して雇用（雇用保険の一般被保険者）する事業主に対して賃金の一部を助成

#### キャリアアップ助成金

##### 障害者正社員化コース

【1人あたり33万円～120万円（総額）】

- ・障がいのある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に対して助成

### 障害者雇用に関する優良な中小企業に対する認定制度

厚生労働大臣が障がい者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。岩手県内では、次の4事業所が認定されています。

認定事業主になることで、認定マークの使用、厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象になること、日本政策金融公庫の低利融資対象になること、公共調達などの加点評価を受けられる場合があるなど、メリットがあります。

#### 【岩手県の認定事業所】

- ・社会福祉法人聖愛育成会 (県内第1号、令和4年3月認定)
- ・有限会社西部産業 (県内第2号、令和4年4月認定)
- ・岩手鋳機工業株式会社 (県内第3号、令和5年4月認定)
- ・EC南部コーポレーション株式会社 (県内第4号、令和6年12月認定)

まずはご相談ください！

支援制度→岩手労働局職業安定部職業対策課助成金センター (Tel. 019-606-3285)

認定制度→岩手労働局職業安定部職業対策課 (Tel. 019-604-3005)

# 企業に対する障がい者雇用支援制度

## 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED)

### 障害者雇用納付金制度に基づく主な助成金（概要）

障害者作業施設設置等助成金	<ul style="list-style-type: none"><li>障がい特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設等の設置・整備（事務所内のドアの改修、車いす用のトイレの設置など）を行う（賃借による設置を含む）場合に、その費用の一部を助成</li></ul>
障害者福祉施設設置等助成金	<ul style="list-style-type: none"><li>障がい特性による課題に配慮した福祉施設の設置・整備（休憩室の改修、食堂の入口扉の改修など）を行う場合に、その費用の一部を助成</li></ul>
障害者介助等助成金 (①職場介助者の委嘱又は配置 ②手話通訳・要約筆記担当者等の委嘱)	<ul style="list-style-type: none"><li>障がい特性に応じた適切な雇用管理のための措置（職場介助者の配置、手話通訳担当者の委嘱）を行う場合に、その費用の一部を助成</li></ul>
障害者介助等助成金 (③職場復帰支援助成金)	<ul style="list-style-type: none"><li>中途障がい者等に対して、職場復帰後の本人の能力に合わせて、以下の①～②の職場復帰のための措置を講じる場合にその費用の一部を助成 ①時間的配慮等、②職務開発等</li></ul>
障害者介助等助成金 (④職場支援員の配置又は委嘱助成金)	<ul style="list-style-type: none"><li>障がい者の業務の遂行に必要な援助や指導を行うため、職場支援員を配置（雇用）又は委嘱した場合にその費用の一部を助成</li></ul>
重度障害者等通勤対策助成金	<ul style="list-style-type: none"><li>障がい特性による通勤の課題を軽減又は解消するための措置を行う場合に、その費用の一部を助成 (助成の種類：①住宅の賃借、②指導員の配置、③住宅手当の支払、④通勤用バスの購入、⑤通勤用バスの運転従事者の委嘱、⑥通勤援助者の委嘱、⑦駐車場の賃借、⑧通勤用自動車の購入)</li></ul>

上記以外のメニューもありますので、まずはご相談ください！

岩手支部 高齢・障害者業務課 (Tel. 019-654-2081)

### 就労支援機器の展示・貸出しについて

障がい者の雇用促進に役立つ就労支援機器等の展示等・当該機器等の無料貸出し（原則6ヶ月以内）  
(※展示・貸出しに関する窓口は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者雇用開発推進部 雇用開発課  
内の中央障害者雇用情報センター（東京 TEL 03-5638-2792）になります。)

# 企業に対する障がい者雇用支援制度

## 県（商工労働観光部 定住推進・雇用労働室）の支援制度

メニュー【助成金額】	概要
雇用前の障がい者への措置に関する支援制度	
「障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練」  【委託料 受講生1人あたり月額6万円～9万円（訓練終了後支給）】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ハローワークに求人登録をしている障がい者を対象に、就職に必要な知識・技能を習得し雇用の促進が図られるよう、県が企業、民間教育機関、社会福祉法人等を委託先として職業訓練（「知識技能習得訓練コース」「実践能力習得訓練コース」「学校卒業予定者訓練コース」の3種・1ヶ月～6ヶ月・月100時間以内）を実施</li><li>・ 受託する企業等は、委託訓練を通じて障がい者の適性、人柄や必要なサポートなど、障がい者雇用に対する理解やノウハウを得ることができます。</li></ul>

まずはご相談ください！

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室雇用推進担当 (Tel. 019-629-5593)

# 障がいの種別・特徴、就労の際に配慮をお願いしたいこと

種別	特　　徴
	配慮をお願いしたいこと
視覚障がい	<p>生まれつき又は病気や事故などにより、視力や視野に障がいのある状態です。まったく見えない「全盲」、眼鏡などで矯正しても視力が弱い「弱視」、見える範囲（視野）がせまい「視野狭窄」などがあり、盲導犬や白杖、点字、音声読み上げソフト、拡大鏡などを使用している場合があります。</p> <p><b>【環境や施設の整備についての配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 照明や音声認識装置の付いたパソコンや電話器などの設備や支援する職場の体制・環境の整備について、それぞれの視覚障がいにあった配慮をすると良いでしょう。</li> <li>■ 通勤や職場内の移動が容易にできるように、オフィス内の通路に物を置かないよう整理整頓するなど配慮すると良いでしょう。</li> </ul> <p><b>【コミュニケーション等、直接かかわる際の配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「ここ」「そこ」等の指示語ではなく、細かく具体的な内容を伝えることが大切です。</li> <li>■ 誘導の希望がある場合は、障がい者の横半歩前に立ち、腕をつかんでもらったり、肩に手を置いてもらい、スピードに気を付けながら案内すると良いでしょう。</li> </ul>
聴覚障がい・言語障がい	<p>生まれつき又は病気や事故などにより、人の声や物音が聴こえない、聴こえにくい（聴覚障がい）又は音声機能、言語機能等の障がいがある状態によってコミュニケーションに困難を伴う場合があります。</p> <p><b>【環境や施設の整備についての配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 手話や要約筆記ができる援護者の配置などの職場の体制の整備や、筆談用ボード、メール等の職場のコミュニケーションが容易にできるような環境の整備について、それぞれの聴覚障がい・言語障がいにあった配慮をすると良いでしょう。</li> </ul> <p><b>【コミュニケーション等、直接かかわる際の配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 筆談や要約筆記、口話（相手の口の動きを読み取る方法）、手話、空書（空間を使って字を書くこと）などのコミュニケーションの方法があり、近年ではタブレット端末、電子メール、ファクシミリなど機器使用による方法もありますので、個々の障がいにあった配慮をすると良いでしょう。</li> <li>■ 困っている場面に居合わせたら、メモをとるなど情報を提供することが望まれます。</li> <li>■ 発音などうまく話せず聞き取りにくい場合は、もう一度話してもらったり、紙に書いてもらったりして、意思を確認することが大切です。</li> </ul>
肢体不自由	<p>生まれつき又は病気や事故などにより、手や足、身体に運動機能障がいがある状態です。歩いたり、立ったり、物の持ち運びなどに支障があり、そのために多くの人が杖や装具、車いすなどを使用しています。</p> <p><b>【環境や施設の整備についての配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ フレックス制度の導入による通勤ラッシュの回避や、オフィス内の通路に物を置かないよう整理整頓したり、出入口近くや通路側に座席を配置するなどの配慮をすると良いでしょう。</li> <li>■ 僅かな段差や隙間でも危険を伴いますので、できる範囲で職場のバリアフリー化を進めていくと良いでしょう。</li> </ul> <p><b>【コミュニケーション等、直接かかわる際の配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障がいによっては、関節の痛みや変形により高いところにある物に手が届かないなど、困難な状況がみられる場合があります。困っている様子を見かけたら声をかけ、本人の意思を確認してから援助することが大切です。</li> </ul>

# 障がいの種別・特徴、就労の際に配慮をお願いしたいこと

種別	特　　徴
	配慮をお願いしたいこと
内部障がい	<p>病気などで、身体の内部（心臓、腎臓、肺、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓など）の働きが弱くなったり、できなくなったりする機能の障がい、ヒト免疫不全ウィルス（HIV）による免疫機能の障がいをいいます。</p> <p><b>【環境や施設の整備についての配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■個々の障がいに応じた施設・設備（オストメイト用設備を備えた多機能トイレ等の設置など）、職場環境、支援体制等必要な配慮をしていくと良いでしょう。</li> </ul> <p><b>【コミュニケーション等、直接かかわる際の配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■障がいの内容によっては、頻繁にトイレに行ったり、トイレの時間が長くなったり、疲れやすくストレスを受けやすくなる場合があります。</li> <li>■障がいによる定期的な通院や治療が欠かせない方もいますので、職務内容や勤務条件など、身体及び精神的に荷重とならないよう、配慮をすると良いでしょう。</li> </ul>
知的障がい	<p>さまざまな原因による脳の機能障がいにより、生活や学習面で現れる知的な働きや発達が同年齢の人の平均と比べてゆっくりとしている状態です。</p> <p>身の回りの全面的支援が必要な人、一人で生活をほぼ送れる人、出来ること、出来ないこと、理解力、判断力など障がいの現れ方にさまざまな違いがあります。</p> <p><b>【環境や施設の整備についての配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■障がいの程度によって、施設や機械等設備の利用など、支障が生じる場合がありますので、分かりやすい表現や表示など配慮をすると良いでしょう。それでも理解できない場合は、作業工程など情報の理解を支援する人の配置が必要となる場合があります。</li> </ul> <p><b>【コミュニケーション等、直接かかわる際の配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■顔を見て、ゆっくり丁寧に簡単な言葉で、ジェスチャー、絵、図、写真などを用い、できるだけ分かるように話すこと、必要に応じ繰り返すことなどの配慮を行い、心を傷つけないように注意して話すことが大切です。</li> <li>■本人へ過重な負担とならず継続して職務に臨めるよう、出来たこと、出来なかったことの作業の振り返りをしながら、作業内容を単純にする、既存の工程から単純な作業を抽出・創出するといった職域開発・見直しについても配慮すると良いでしょう。</li> </ul>
精神障がい	<p>統合失調症、うつ病等の気分障がい、精神作用物質による急性中毒又はその依存症などによって日常生活や社会生活に支障をきたしている状態です。定期的な通院や服薬等の治療やリハビリを行うことにより、障がいをコントロールできる例も多くあります。</p> <p><b>【環境や施設の整備についての配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■精神障がいを抱えながら就労していくには、病気の症状や特性を理解することが重要です。本人の状況に合わせ、分かりやすい指導を行うとともに、職務内容や配置を決定すると良いでしょう。環境を整えることで、その能力を十分に発揮させることができます。</li> <li>■職場への適応や職務の遂行が円滑にできるように、必要な指導及び援助を行う人を配置すると良いでしょう。</li> <li>■順調度に応じて作業の難度を段階的に引き上げる、短時間労働から始めて勤務時間を段階的に延長する、本人の状況に応じ職務内容を軽減する等、必要に応じ勤務の弾力化を図ると良いでしょう。</li> <li>■支援機関を活用しながら、本人がひとりで悩まないように配慮し、指導・援助を行うと良いでしょう。</li> </ul> <p><b>【コミュニケーション等、直接かかわる際の配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■障がいによる定期的な通院や服薬など治療が欠かせない方もいますので、就業時間、支援体制等必要な配慮をしていくと良いでしょう。</li> <li>■日常の心身の状態を確認するとともに、職場での人間関係が円滑にいくよう配慮すると良いでしょう。</li> </ul>

# 障がいの種別・特徴、就労の際に配慮をお願いしたいこと

種別	特 徴 配慮をお願いしたいこと
高次 脳機能 障がい	<p>事故や病気により、脳にダメージを受けることで生じる言語や記憶などの機能障がいや、感情コントロールや集中力・遂行能力などが低下する行動障がいを発症した状態をいいます。</p> <p><b>【環境や施設の整備についての配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■感情コントロールや集中力や遂行能力などが低下する行動障がいの影響に対しては、行動を繰り返して習慣化させることで身につく行動もたくさんあり、できないことをカバーすることで仕事を遂行することができます。</li> <li>■本人の状況に合わせ、分かりやすい指導を行うとともに、職務内容や配置を決定する良いでしょう。環境を整えることで、その能力を十分に発揮させることができます。</li> <li>■必要に応じて医療機関や支援機関と連携を図ると良いでしょう。</li> </ul> <p><b>【コミュニケーション等、直接かかわる際の配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■日常の心身の状態を確認するとともに、職場での人間関係が円滑にいくよう配慮すると良いでしょう。</li> </ul>
難病	<p>原因不明で治療方法も確立されていない疾患であり、慢性化することにより後遺症（障がい）が生じる可能性があります。疾患によっては症状が良くなったり悪くなったりを繰り返す場合がありますが、定期的な治療を行うことによって、日常生活を送ることができます。</p> <p><b>【環境や施設の整備についての配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■必要に応じて医療機関や支援機関と連携を図ると良いでしょう。</li> </ul> <p><b>【コミュニケーション等、直接かかわる際の配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■定期的な通院や服薬など治療が欠かせない方もいますので、就業時間、支援体制等必要な配慮をすると良いでしょう。</li> </ul>
発達 障がい	<p>自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、その他これに類する脳機能に障がいがある状態です。</p> <p>脳の機能障がいによって生じるもので、知的な遅れがなく、または平均以上の場合もあります。障がいの特徴による困難さと同時に優れた能力を持つこともあります。</p> <p><b>【環境や施設の整備についての配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■障がいの程度によって、施設や機械等設備の利用など、支障が生じる場合がありますので、分かりやすい表現や表示（ひらがな表示、絵表示、色識別、音声ガイドなど）など配慮をすると良いでしょう。それでも理解できない場合は、作業工程など情報の理解を支援する人の配置についても配慮が必要となる場合があります。</li> </ul> <p><b>【コミュニケーション等、直接かかわる際の配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■特有の行動やこだわりを理解する必要があります。</li> <li>■本人の状況に合わせ、分かりやすい指導を行うとともに、職務内容や配置を決定すると良いでしょう。環境を整えることで、その能力を十分に発揮させることができます。</li> </ul>

※ 障がいの特徴は、それぞれ一般的なものを記載しています。参考にしていただくとともに、個人個人の障がいの特徴に応じた配慮をすると良いでしょう。

## 関係機関一覧

### 【県内の公共職業安定所（ハローワーク）・労働局】

名称	郵便番号	所在地	電話番号
ハローワーク盛岡	020-0885	盛岡市紺屋町7-26	019-624-8904
ハローワーク沼宮内	028-4301	岩手町大字沼宮内7-11-3	0195-62-2139
ハローワーク釜石	026-0043	釜石市新町6-55	0193-23-8609
ハローワーク遠野	028-0524	遠野市新町2-7	0198-62-2842
ハローワーク宮古	027-0038	宮古市小山田1-1-1宮古合同庁舎1F	0193-63-8609
ハローワーク花巻	025-0076	花巻市城内9-27花巻合同庁舎1F	0198-23-5118
ハローワーク一関	021-0026	一関市山目字前田13-3	0191-23-4135
ハローワーク水沢	023-8502	奥州市水沢東中通り1-5-35	0197-24-8609
ハローワーク北上	024-0091	北上市大曲町5-17	0197-63-3314
ハローワーク大船渡	022-0002	大船渡市大船渡町字赤沢17-3大船渡合同庁舎	0192-27-4165
ハローワーク二戸	028-6103	二戸市石切所字荷渡6-1二戸合同庁舎1F	0195-23-3341
ハローワーク久慈	028-0051	久慈市川崎町2-15	0194-53-3374
ハローワーク盛岡菜園庁舎	020-0024	盛岡市菜園1-12-18盛岡菜園センタービル2F	019-623-4800
滝沢市地域職業相談室	020-0632	滝沢市牧野林1000-1	019-687-6911
一関市ふるさとハローワーク	029-0803	一関市千厩町千厩字北方174	0191-53-2099
陸前高田市ふるさとハローワーク	029-2205	陸前高田市高田町字荒町104-9	0192-53-2525
岩手労働局職業安定部職業対策課	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5F	019-604-3005
岩手労働局職業安定部職業対策課 助成金センター	020-0045	盛岡市盛岡駅西通2丁目9-1 マリオス 19F	019-606-3285

### 【県内の障害者就業・生活支援センター】

名称	郵便番号	所在地	電話番号
盛岡広域障害者就業・生活支援センター	020-0015	盛岡市本町通3-19-1 岩手県福祉総合相談センター2階	019-605-8822
岩手中部障がい者就業・生活支援センター しごとネットさくら	024-0094	北上市本通り2-1-10	0197-63-5791
胆江障害者就業・生活支援センター	023-0841	奥州市水沢真城字垣ノ内6-14	0197-51-6306
気仙障がい者就業・生活支援センター	022-0003	大船渡市盛町字町10-11 サンリアショッピングセンター1F	0192-27-0833
釜石大槌地域障がい者就業・生活支援センター キックオフ	026-0024	釜石市大町3-10-5	0193-55-4181
宮古地区チャレンジ就業・生活支援センター	027-0096	宮古市鍬ヶ崎4-1-11 自立生活支援センターWiley内	0193-64-7855
久慈地区チャレンジ就業・生活支援センター	028-0061	久慈市中央4-34	0194-66-8585
二戸圏域チャレンジ就業・生活支援センター カシオペア	028-6103	二戸市石切所字川原46-1	0195-26-8012

### 【独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED） 岩手支部】

名称	郵便番号	所在地	電話番号
高齢・障害者業務課	020-0024	盛岡市菜園1-12-18盛岡菜園センタービル3F	019-654-2081
岩手障害者職業センター	020-0133	盛岡市青山4丁目12-30	019-646-4117

# 関係機関一覧

## 【県障がい福祉担当課、雇用対策担当課】

名称	郵便番号	所在地	電話番号
県庁保健福祉部障がい保健福祉課	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-5448
県庁商工労働観光部定住推進・雇用労働室	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-5592
盛岡広域振興局保健福祉環境部	020-0023	盛岡市内丸11-1	019-629-6576
県南広域振興局保健福祉環境部	023-0053	奥州市水沢大手町5-5	0197-22-2862
沿岸広域振興局保健福祉環境部	026-0043	釜石市新町6-50	0193-25-2713
沿岸広域振興局大船渡保健福祉環境センター	022-8502	大船渡市猪川町字前田6-1	0192-27-9913
沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター	027-0072	宮古市五月町1-20	0193-64-2213
県北広域振興局保健福祉環境部	028-8042	久慈市八日町1-1	0194-53-4982
県北広域振興局二戸保健福祉環境センター	028-6103	二戸市石切所字荷渡6-3	0195-23-9217
産業技術短期大学校	028-3615	矢巾町南矢幅10-3-1	019-697-9096
産業技術短期大学校水沢校	023-0003	奥州市水沢佐倉河字東広町66-2	0197-22-4427
宮古高等技術専門校	027-0037	宮古市松山8-29-3	0193-62-5606

## 【県内の特別支援学校等一覧（高等部関係）】

名称	郵便番号	所在地	電話番号
県立盛岡視覚支援学校	020-0061	盛岡市北山1-10-1	019-624-2986
県立盛岡聴覚支援学校	020-0403	盛岡市乙部4-78-2	019-696-2582
県立盛岡となん支援学校	028-3609	矢巾町医大通2-1-5	019-601-2227
県立盛岡青松支援学校	020-0102	盛岡市上田字松屋敷11-25	019-661-5125
県立盛岡峰南高等支援学校	020-0853	盛岡市下飯岡11-152	019-639-8515
県立盛岡みたけ支援学校	020-0133	盛岡市青山1-25-29	019-645-2188
県立盛岡みたけ支援学校二戸分教室高等部	028-6103	二戸市石切所字火行塚2-1	0195-23-3722
県立盛岡ひがし支援学校	020-0401	盛岡市手代森6-10-14	019-601-3691
県立花巻清風支援学校	025-0037	花巻市太田27-207-4	0198-28-2421
県立前沢明峰支援学校	029-4208	奥州市前沢字田畠18-1	0197-56-6707
県立一関清明支援学校	021-0041	一関市赤荻字上台96-5	0191-33-1600
県立一関清明支援学校あすなろ分教室	021-0056	一関市山目字泥田山下48-12	0191-25-3210
県立気仙光陵支援学校	022-0006	大船渡市立根町字宮田33-3	0192-27-8500
県立釜石祥雲支援学校	026-0005	釜石市平田町3-1700	0193-26-6065
県立釜石祥雲支援学校しゃくなげ分教室	026-0005	釜石市平田町3-1700	0193-26-6020
県立宮古恵風支援学校	027-0097	宮古市崎山5-88	0193-63-0400
県立久慈拓陽支援学校	028-7801	久慈市侍浜町堀切10-56-46	0194-58-3004
国立岩手大学教育学部附属特別支援学校	020-0824	盛岡市東安庭3-4-20	019-651-9002
私立三愛学舎	028-5133	一戸町中山字軽井沢49-33	0195-35-2231
岩手県教育委員会事務局 学校教育課 特別支援教育担当	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-6143

# 障がい者の就労を応援します

## ～いわて障がい者 就労応援ハンドブック～

### 本書に関する問い合わせ

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

所在地

〒020-8570

盛岡市内丸10番1号

電話番号 019-629-5448

ファクシミリ 019-629-5454

ホームページ

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/shougai/shakaisanka/1004064.html>

令和7年1月作成

本書に記載されている内容は令和7年1月現在のものです。

内容は制度等の変更により異なることがあります。